

国立駅周辺まちづくり会議設置要綱

(設置)

第1条 国立駅周辺まちづくり基本計画に基づき、専門家、市民、関係機関等が一堂に会して国立駅周辺のまちづくりを包括的に推進していくため、国立駅周辺まちづくり会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、国立駅周辺まちづくりに関する設計、施工監理等及び国立駅周辺におけるまちづくりの包括的な管理運営について検討し、その結果を市長に提案する。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 市民 4人以内
- (2) 国立駅周辺関係団体が推薦する者 5人以内
- (3) 学識経験を有する者 4人以内
- (4) 他の地方公共団体が推薦する者 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を主宰する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その他の委員の互選により定められた委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 会議は、検討部会を設置することができる。

- 2 検討部会は、会議から付議された事項について調査研究し、その結果を会議に報告する。
- 3 検討部会は、会長が指名する者をもって組織する。

4 検討部会に検討部会長を置き、検討部会長は、会長が指名する者をもって充てる。

5 検討部会長は、検討部会を招集し、会務を統括する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、都市振興部国立駅周辺まちづくり推進室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成22年6月14日から施行する。